

令和5年度事業計画

I 計画概要

1 はじめに

政府の経済見通しによりますと、令和5年度については「物価高を克服しつつ、大胆な投資を官民連携で推進するなどの施策を通じて、GDPは民間需要がけん引する成長が見込まれる。」とされています。

また、社会状況では、我が国の総人口は長期の減少過程に入っているなかで高齢化率は上昇を続け、現役世代（15～64歳）の割合の低下が懸念されております。そのため、サービス業などの人手不足分野や介護、育児などの現役世代を支える分野において、高齢者が活躍することは、企業活動や経済社会の活性化のために重要であり、センターの果たすべき役割はますます大きくなっています。

こうした状況の中で、当センターは、国、大阪府、守口市等の新型コロナウイルスに対する各種対策に留意しつつ、地域における就業機会の確保・提供という機能の充実を図り、高齢者の希望に応じた臨時的かつ短期的な就業又はその他軽易な業務に係る就業を通じて、生きがいの充実及び社会参加を推進することにより、地域とつながる活躍ができる地域社会を目指して、事業を実施します。

本年度は、第四次中期計画の最終年度です。本計画に掲げる目標数値と、新型コロナウイルス感染症予防対策を講じ、目標達成に向けて取り組んでまいります。

2 目標値の設定

(1) 会員拡大等

- ① 会員数 1,370人
- ② 就業率 93%

(2) 就業拡大等

① 受注件数

	請負・委任	派遣	合計
目標数値	3,600件	200件	3,800件

② 契約金額

	請負・委任	派遣	合計
目標数値	450,000千円	190,000千円	640,000千円

③ 就業延人員

	請負・委任	派遣	合計
目標数値	125,000人日	41,000人日	166,000人日

II 公益目的事業別計画

1 就業開拓提供事業

一人でも多くの会員が自らの能力や希望に応じて就業できるように、守口市等の公共団体・企業・事業所・一般家庭からの就業ニーズを素早く的確に把握し、受注に努めるとともに就業を希望する会員に提供します。

ア 就業率の向上

- ① 未就業の原因を究明し、個々の実情に応じた対策を講じるよう努めます。
- ② 公共の仕事の割合を増やすよう公共機関に積極的に働きかけます。
- ③ 積極的なローテーションやワークシェアリングで就業機会を拡大します。
- ④ 会員の能力や資格、健康状態の変化をデータ管理し、適材適所の就業に結び付けます。
- ⑤ 高年齢の会員でも就業可能な仕事の確保に努めます。

イ 就業機会の拡大等

- ① 感染症予防対策を講じたシルバーフェアなどのイベント等によるシルバー事業の普及啓発活動を通じてセンターへの受注を促進します。
- ② 個人家庭には、就業訪問員による家庭訪問時に新規受注の促進を図ります。
- ③ 企業等には、営業開拓担当の営業活動を継続し、受注増を目指します。
- ④ ハローワークを定期的に訪問し、人材を募集している企業等の情報把握に努め、営業活動を実施します。
- ⑤ 地方自治法施行令第167条の2第1項第3号の規定の趣旨を踏まえ、市役所の各担当部局に積極的に営業活動を実施します。
- ⑥ 会員の有する資格をデータベース化し、発注者（お客様）のニーズに速やかに応えます。
- ⑦ 発注者（お客様）の満足度を高め、発注者（お客様）のロコミによる受注増を目指します。
- ⑧ 発注者（お客様）の苦情に対して、迅速・親切・丁寧に対応するとともに、事案ごとに再発防止策を策定し、再発防止に努めます。
- ⑨ シルバー人材センター業務に対する既成概念（植木・除草・清掃など）を払しょくし、新たな仕事の受注拡大に努めます。
- ⑩ 年齢制限を受けない仕事の受注を増やし、高年齢会員の就業を確保します。

2 普及啓発事業（会員数の拡大）

就業等を通じて社会参加を希望する高年齢者に対して、当センターの趣旨を普及啓発し、入会を促進します。

本年度は、政府が新型コロナウイルス感染症を5類感染症に位置づけられることから、ウィズコロナの考えを基に、各行事等の再開を見据えて事業推進に努めます。

- ① 従来型の除草作業や植木剪定などの仕事に加え、事務的な仕事の受注を増やし、定年退職前にホワイトカラーとして働いていた高年齢者の入会を促進します。

- ② 感染症予防対策を講じたシルバーフェアなどのイベント等による普及啓発活動を実施し、新規会員の入会を促進します。
- ③ 各種新聞や刊行物など多様な媒体への広告掲載などを行い新規会員の拡大に努めます。
- ④ 魅力あるセンターへの取組みを通じて、会員による口コミでの普及啓発活動により、新規会員の拡大に努めます。
- ⑤ 女性部運営委員会による市民も対象とした企画等により、女性会員の新規獲得を目指すとともに、既存の女性会員が仕事以外でもセンターに魅力を感じることができるよう努めます。
- ⑥ 市老人クラブ連合会、社会福祉協議会と連携し、新規会員の拡大に努めます。
- ⑦ 会員の健康活動の推進や会員の就業率を高めるなど“魅力あるセンター”への取組みを推進することで、満足度を高め、退会者の減少に努めます。
- ⑧ ホームページを随時更新し、情報の発信に努めます。
- ⑨ センターの存在を広く知っていただくため、オリジナルポスターを活用し、センターを知るきっかけづくりに努めます。
- ⑩ 過去年度ごとの会員入会数推移や、入会動機・入会経路を統計後、傾向を分析し、会員数増加に向けた取組みを実施します。

3 補助事業及び補助終了事業

ア 補助事業を活用し、会員の就業機会の拡大と社会参加等を促進します。

- ① 平成27年度から実施している「高齢者活用・現役世代雇用サポート事業」として、人手不足分野や現役世代を支える分野の労働者派遣事業、請負・委任事業を引き続き実施します。
- ② 会員向けデジタル利用促進事業として、スマートフォン及びタブレット等の操作説明会である「かんたん無料スマホ・タブレット教室」を開催し、操作方法やデジタル機器の理解を深めデジタル環境の活用を支援します。

イ 補助が終了した企画提案事業、地域就業機会創出・拡大事業を継続実施し、会員の就業機会の拡大と社会参加を促進します。

- ① 大阪府の「なにわの伝統野菜」に認証された「守口大根」の育苗を通じて地域社会との繋がりを深め、伝統野菜の復活に協力します。
- ② 会員が今まで培った知識・経験・技能を活かし、おさらい教室・そろばん教室・着付け教室・パソコン教室・書道教室・英会話教室を引き続き開校します。

4 研修・講習事業

会員の就業機会の拡大を図るため、就業等に必要知識技能の付与を目的とした各種研修・講習会を感染症予防対策を講じて実施するとともに河北ブロック等と協力し実施します。

- ① 人手不足分野・現役世代を支える分野の派遣、請負等各種業務に対応できる会員の養成を図るため、研修会・講習会を実施します。
- ② 会員の資質の向上と良質なサービスを提供するため、個人情報保護、仕事をする上での接遇や安全に関する講習を開催し、会員の意識向上に努めます。
- ③ 植木剪定や除草、介護ヘルパーなど各職群班員の技術向上のため、技術講習を実施します。
- ④ 公益社団法人としての運営基盤を強化するため、多様な機会を通じて役員・各種委員及び職員研修を実施します。

5 相談事業

会員が、希望に応じた就業や各種行事を通じて社会参加を行う支援をするため、併せて会員以外の高年齢者の就労支援のため、感染症予防対策を講じて相談事業を行います。

- ① 理事等が相談員となり、毎月第2月曜日に就業相談会を実施（毎月）
- ② 各職群の班長が職群別の仕事内容説明会の実施（年2回）
- ③ 事務所での就業情報の提供（随時）
- ④ 職業紹介・派遣事業に関する相談（随時）
- ⑤ 地区別懇談会の実施（年1回）
- ⑥ 会員以外の高年齢者の就労支援のため、シルバー出張相談会を実施（年12回）

6 安全・適正就業推進事業

会員の安全に対する意識の向上を図り、安全第一の就業活動を推進するとともに就業途上の交通事故防止を目指します。また、感染症予防対策をはじめ健康管理意識を高めるための啓発活動に取り組みます。さらに会員の適正就業についても積極的に推進します。

- ① 全会員対象の安全講習を引き続き実施します。
- ② 入会説明会に「会員のしおり」等で安全就業の意識啓発に努めます。
- ③ 安全就業推進員による1人就業の職場巡回を行います。
- ④ 道路交通法の改正により努力義務となった自転車乗車時のヘルメット着用を促進するとともに自転車保険の加入を奨励します。
- ⑤ 職群班の研修等で作業別安全就業基準の徹底を図ります。
- ⑥ 就業前の十分な打ち合わせや必要に応じ準備体操の励行を促進します。
- ⑦ 市民定期健康診査の受診を促します。
- ⑧ 新規契約時や契約更新時に個々の就業内容を点検・確認し、安全・適正就業の推進に努めます。
- ⑨ 会員に感染症予防対策等について、継続して啓発します。

7 訪問介護事業・障がい者支援事業

介護保険法に基づく訪問介護、介護予防・日常生活支援総合事業を行います。また、障がい者の日常生活及び社会生活を総合的に支援するための法律に基づく居宅介護・重度訪問介護及び同行援護事業を行います。

- ① 感染症予防対策を徹底し、要介護者はもとより会員の安全を確保します。
- ② 訪問介護サービス及び障がい者支援サービスの質を向上させるため、ヘルパーの技能向上研修、新任ヘルパーの育成、職員研修を実施します。
- ③ 利用者の確保に努めるとともに、地域包括支援センターや居宅サービス事業者などの保健医療・福祉サービス提供者との連携を強化します。
- ④ 訪問介護事業を周知するため、普及啓発に努めます。

8 有料職業紹介事業及び労働者派遣事業

「シルバー人材センターの適正就業ガイドライン」に基づき、適正就業を促進するため、指揮命令が可能な有料職業紹介事業・労働者派遣事業を推進します。

Ⅲ 法人の運営について

当センターは、大阪府知事の公益認定を受け、平成23年4月1日に「公益社団法人及び公益財団法人の認定等に関する法律」の規定による公益社団法人へ移行しました。公益社団法人としての責務を役員・会員・事務局職員が自覚し、内部統治（ガバナンス）・法令遵守（コンプライアンス）に取り組みます。

また、シルバー人材センターは、「自主・自立」「共働・共助」の基本理念のもと、会員自らがその能力と知識を生かして地域社会に貢献できるような組織体制が必要であります。

そのために、理事会を中心に委員会などの会員組織が連携をとり、事務局との意思疎通を図りながら、一体となって様々な課題に取り組んでまいります。

Ⅳ 魅力あるセンターへの取り組み

1 発注者（お客様）

- ① 会員の言葉、態度、行動等により、発注者（お客様）の不满につながることもあり得ることから接遇マナーをはじめ就業規約についての理解を徹底し、就業意識を高めます。
- ② 発注者（お客様）に満足していただく就業を提供するため、就業に必要な技能技術の講習を実施します。
- ③ 会員に発注者（お客様）との契約事項、作業内容を正確に伝え、誠実に履行するように促します。
- ④ コンプライアンス、マナー等の講習を実施し、適正就業とサービス向上に努めます。
- ⑤ 発注者（お客様）に対する満足度調査を定期的実施します。
- ⑥ 発注者（お客様）の苦情に対して、迅速・親切・丁寧に対応するとともに、事案ごとに再発防止策を策定し、再発防止に努めます。

- ⑦ お客様の来訪や電話の応対について、職員の接遇力アップに努めます。

2 会員

会員が魅力あるセンターと感ずることができるよう、次のような取組みを行います。

- ① 未就業の原因を究明し、個々の実情に応じた対策を講じます。
- ② 高齢会員にも就業可能な仕事の確保に努めます。
- ③ 会員の希望に沿った就業内容・就業時間・配分金等を提供できるよう努めます。
- ④ 会員の居住地付近の就業地を提供できるようにします。
- ⑤ 積極的なローテーションやワークシェアリングで就業機会の拡大を推進します。
- ⑥ 会員の能力や資格をデータ管理し、適材適所の就業に結び付けます。
- ⑦ 趣味やボランティア活動などを通じて、会員の生きがいの充実を図れるよう支援します。
- ⑧ 就業に関する不安や不満を速やかに解消できるように相談体制を充実します。
- ⑨ 仕事や各種講習会、倶楽部活動などの情報を積極的に発信します。

3 地域

地域から魅力あるセンターとして認識していただけるよう、次のような取組みを行います。

- ① 入会意欲を促進するため、感染症予防対策を講じ、各種イベントを充実します。
- ② 地域の方が参加できる講習会等を実施します。
- ③ 市内の幼稚園や保育所の子ども達になにわの伝統野菜である「守口大根」の生育経験を支援します。
- ④ 市内の幼稚園や保育所の子ども達と伝承あそびの指導やクリスマス会のサンタクロース役で、会員と、子どもや若者が交流する機会を促進します。
- ⑤ 地域社会に貢献するため、ボランティア活動を実施します。

V その他

就業から引退する会員に、賛助会への入会を促し、センター事業の運営協力を通じての生涯現役活動を推進します。